

# 業務指示書

## インドネシア国「農業保険実施能力向上プロジェクト」における気象観測データ評価能力強化

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年10月17日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年10月22日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります。)

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以上の者が行っても、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：気象観測データ分析に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

( ) 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／気象観測・能力強化）】

- 1) 類似業務の経験：気象観測
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

##### 4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 データ精度評価】

- 1) 類似業務の経験：データ評価
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

### 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

#### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

#### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年10月26日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

#### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
  - ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(IDR1 = 0.00755 円 , US\$1 = 111.403 円 , EUR1 = 130.250 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した口時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／気象観測・能力強化  
データ精度評価

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.50 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年11月9日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。



(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

## 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

インドネシア国「農業保険実施能力向上プロジェクト」における気象観測データ評価能力強化

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。）</small>	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／気象観測・能力強化	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： データ精度評価	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

インドネシア共和国の食料生産量は気候変動の影響により2050年までに2015年比で38%の低下が生じると予測される中、同政府は、食料安全保障上の優先課題の一つとして農業保険導入にかかる検討とパイロット活動を進めてきた。2012年雨期作よりコメを対象とした農業保険のパイロット事業をスマトラ州及び東ジャワ州の2州で開始。2013年7月には、農民保護エンパワメント法を制定し、農業保険の導入及びそれに必要な政府支援について明記。現行の国家中期開発計画(RPJMN2015-2019)においても農業保険の導入は優先課題の一つとして位置づけられ、2015年から2019年までの5年間毎年約100万ヘクタールの加入面積を目標に、実損填補型農業保険の拡大パイロット事業を展開している。

同事業においては、短期間で急速に農業保険の加入促進が図られる一方、必要な実施体制の構築・整備が追いついておらず、保険としての制度設計の改善と中央・地方政府及び関係機関の実施体制の整備・強化を進める必要があるとして、インドネシア政府は日本に支援を要請。同要請を受けて、2017年10月「農業保険実施能力向上プロジェクト」(以下、本プロジェクト)が開始された。本プロジェクトは、2017年10月から2022年9月の5年間の予定で、国家開発計画省(BAPPENAS)、農業省、財務省、気象気候地球物理庁(BMKG)、ジャシンド社の5機関をカウンターパートとしており、長期専門家2名(チーフアドバイザー及び業務調整/農村金融)を配置している。

カウンターパート機関の一つであるBMKGは、気象や地震・津波等の予警報や気候変動の影響評価にかかる政策立案・実施及び情報サービス提供を担う政府機関であり、本プロジェクトにおいては、保険の設計や損害防止等リスクマネジメント活動の計画に必要な気象観測・リスクデータを収集・分析・加工・提供する役割が期待される。2015年10月に終了したJICA技術協力プロジェクト「気候変動対策能力強化プロジェクト」では、サブ・プロジェクト活動の一つとして、BMKGを対象に気候変動による農業分野への影響評価等脆弱性評価に必要な能力強化が図られ、農業保険についても天候インデックス型保険のプライシングにかかる基礎研修を行い、BMKG職員の農業保険への理解を深めた。一方、2018年3月に終了した農業者向け天候インデックス保険事業準備調査(BOPビジネス連携促進)にて、職員が常駐する気象観測所とそうでない観測所との間で気象観測データの質にばらつきがあることが指摘される中、インデックス型を含む農業保険の商品設計に必要な気象観測・リスクデータの質及び分析能力の更なる向上と、それに必要な能力強化計画の策定・実施が急務となっている。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

農業保険実施能力向上プロジェクト

#### (2) 上位目標

インドネシア国において、農業保険事業が継続して実施される。

(3) プロジェクト目標

農業保険事業に関わる省庁、機関、州政府およびその他の関係機関の農業保険実施に関する能力が強化される。

(4) 期待される成果

- 1) コメを対象にした現行農業保険スキームの実施能力が強化される。
- 2) 農業保険スキームの分析、改善に関する能力が強化される。

(5) 活動の概要

【成果1に係る活動】

- 1-1. パイロット州において、現行農業保険スキームの実施を推進する。
- 1-2. パイロット州での客観的なレビューを通じ、現行農業保険スキーム実施における改善について、提言をとりまとめる。
- 1-3. 中央政府において、現行農業保険スキームの調整・推進を行う。
- 1-4. ロードマップを確認し、必要に応じて改定を行う。
- 1-5. 中央政府において情報共有ならびに研修を行う。
- 1-6. スタディーツアーを実施する。
- 1-7. 中央政府での客観的なレビューを通じ、現行農業保険スキーム実施における改善について、提言をとりまとめる。

【成果2に係る活動】

- 2-1. 天候インデックス型保険に関する現地調査ならびに研修を実施する。(※)
- 2-2. 収量インデックス型保険、他作物の保険適用、リモートセンシング活用等の検討及び現地調査について課題の優先づけを行ったうえで、優先課題について検討ならびに現地調査を実施する。
- 2-3. 農業保険に関する金融ならびに財政課題についての政策研究・分析について優先づけを行い、優先課題についての調査を実施する。
- 2-4. 2-1から2-3の活動を踏まえ、農業保険スキームの更なる取り組みについての提言をとりまとめる。

【注】

※ 活動2-1は、本コンサルタント契約締結までに、「天候インデックス型保険を含む農業保険の開発・実施に資する気象観測・リスクデータの整備に向けて、既存データの精査、同結果に基づく政策提言ならびに能力強化研修を実施する。」に変更予定。

(6) 対象地域

ジャカルタ特別州／東ジャワ州／南スラウェシ州

(7) 関係官庁・機関

BAPPENAS、農業省、財務省、BMKG、ジャシンド社（国営保険会社）

3. 業務の目的

「インドネシア・農業保険実施能力プロジェクト」R/D (Record of Discussions) に基づき、成果2-1に係る、気象観測・リスクデータの精度の向上

を目指す活動を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標の達成に貢献する。

具体的には、カウンターパート機関の一つである BMKG に対し、①農業保険への活用を念頭に置いた雨量等気象観測データの精度評価、②同精度評価に基づいた BMKG 能力強化計画の策定支援及び関連する初期研修の実施、③農業保険制度・政策提言における気象観測・リスクデータ関連分野の技術的助言、並びに④気象観測体制の整備・強化にかかる助言を通じて、農業保険事業の継続的な実施に向けた BMKG の能力強化に寄与する。

#### 4. 業務の範囲

本業務は、当機構が 2017 年 4 月 5 日にインドネシア政府と締結した R/D に基づいて実施される「インドネシア農業保険実施能力向上プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

#### 5. 実施方針及び留意事項

##### (1) プロジェクト実施体制（インドネシア側）

BAPPENAS 担当次官がプロジェクトディレクター、全カウンターパート機関の担当局長がプロジェクトマネージャー（Project Co-Managers）を担っている。全体の調整は BAPPENAS のプロジェクトマネージャーである食料農業局長が行い、BMKG のプロジェクトマネージャーは、気候変動情報センター局長となっている。BMKG は、省庁に属さない大統領直属の政府機関であり、気象、気候、大気環境、地球物理の分野において国家政策の検討やデータの観測等を行っている。職員は測候所等も含めて、4000 人ほどである。

##### (2) プロジェクト実施体制（日本側）

チーフアドバイザー及び業務調整/農村金融の 2 名の長期専門家が、カウンターパートとの全体調整に従事している。これら 2 名の長期専門家は、本業務で取り扱う気象観測・リスクデータ分野における能力強化計画案他、プロジェクトの各活動及び関連する調査の結果を踏まえ、次期 RPJMN 期間（2020-2024 年）における農業保険制度のあり方にかかる提言（下記 5. (4) 参照）として、BAPPENAS による取りまとめ及び最終化を支援する。本業務では、BMKG の気象観測・リスクデータの整備に関する能力強化計画（案）が BMKG 内にて承認されることに加え、同計画（案）が BAPPENAS が取りまとめる提言に反映されることが必要となる。本業務では、BMKG による計画（案）の策定及び BMKG 内での承認を支援し、チーフアドバイザーおよび業務調整員は、BAPPENAS による提言全体の取りまとめ、省庁間における合意形成及び政府計画としての承認にかかる側面支援を行う。

また、ワークショップや研修等を行う現地業務期間、および国内での準備/整理期間は、「6. 業務の内容」に示す時期を目安とするが、実際には本プロジェクト全体の進捗やカウンターパートおよび関係省庁の状況に合わせて、最適な時期に設定する必要があることから、チーフアドバイザーおよび業務調整員と連携しながら業務全体の計画を立てる。

プロジェクトでは、長期専門家、本コンサルタントに加え、農業政策分野の短期

専門家派遣（2019年度第1及び第4四半期に各2週間程度）を予定している。また、保険設計に係る調査（2019年1月から8ヶ月程度）も行う予定であることから、これらの専門家との十分な調整を行い、同調査結果も踏まえて業務を実施するものとする。

### （3）農業保険制度における BMKG の役割

インドネシアの持続的な農業保険制度の発展に向けて、広く多様な国土を網羅する気象観測データの整備・提供や同情報インフラを活用した事前の災害リスク低減活動の促進等は公的機関である BMKG にしか果たせない役割である。

本コンサルタントには、農業保険制度の持続的発展に向けて、BMKG が気象観測・リスクデータを分析・加工し提供する範囲について、他の専門家とも連携の上、BMKG に対して助言していく。

### （4）農業保険制度のあり方にかかる提案・助言

本プロジェクトでは、2019年末までに、次期国家中期開発計画（RPJMN2020-2024）期間における農業保険制度のあり方にかかる政策提言を行う予定である。

本コンサルタントは、政策提言中、特に気象観測・リスクデータの活用や BMKG の能力強化にかかる提言に対する提案・助言が期待されている。上記3. 業務目的にある BMKG の能力強化計画が同提言に組み込まれるよう、BMKG や長期専門家と連携する。

### （5）能力強化計画及び農業保険制度のあり方にかかる政策提言

上記は本業務の技術協力作成資料（下記7.（2）参照）に位置づけられるが、これらを策定し、更に承認・実施する主体はあくまでもカウンターパートであり、本コンサルタントに期待される役割は、これら政府文書（案）の策定・実施の側面支援である点に留意する。

### （6）ラマダン・レバラン期間

本プロジェクトにおいては、イスラム教のラマダン（断食月）及びレバラン（断食明け大祭）を避けて現地業務期間を設定するように留意する。なお、2019年及び2020年のラマダンはおおむね下記の通りで、レバランはラマダン後1週間程度みておくこと。

- ・2019年：5月5日頃～6月4日頃
- ・2020年：4月23日頃～5月23日頃

## 6. 業務の内容

以下スケジュールについては、より効果的と思われるスケジュールがあれば、本プロポーザルにて提案すること。スケジュール作成時には、インドネシアの休日や予算年度の繁忙期などに留意すること。

### （1）第1次国内準備期間（2018年12月1週目）

- ① 本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査報告書や、JICA インドネシア国気候変動対策能力強化プロジェクト、JICA インドネシア国農業者向け天候インデッ



クス保険事業準備調査 (BOP ビジネス連携促進)、気候変動下での食料安全保障地図活用・普及支援事業 (農林水産省支援による FAO 案件) 等類似・関連案件に関する報告書・資料等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、その他当該業務遂行に必要な情報の収集・整理・分析を関係者からの情報収集によって行う。

- ② JICA 農村開発部、インドネシア事務所及び長期専門家と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。特に、下記 6. (2) ②の現地踏査及び③のアポイントに関して、訪問すべき州・観測所の数、事前に BMKG (中央・地方) に求める情報・準備及びアポイント先について、協議・確定する。
  - ③ 上記の結果を業務工程計画等を含むワーク・プラン (Version 0) (英文) に取りまとめ、JICA 農村開発部による確認後、提出する。併せて、インドネシア事務所及び長期専門家にもデータを送付する。
- (2) 第 1 次現地業務期間 (2018 年 12 月第 2・3 週目)
- ① ワーク・プラン (Version 0) を基に、インドネシア側関係者と協議、意見交換を行い、業務の全体像を共有する。また、それらを通じてワークショップで扱うべき BMKG の気象評価能力の課題について分析を行う。なお、現地関係者との協議においては、インドネシア語版 (仮訳) を用意すること。
  - ② 長期専門家・カウンターパートと協働し、観測所への現地踏査や BMKG 内外の関係者へのヒアリングも行いつつ、BMKG の気象観測データの収集・処理にかかる現状を調査する。
  - ③ また、長期専門家及びジャシンド社、インドネシアにて天候インデックス型保険商品開発経験を有する団体 (長期専門家より別途情報共有・アポイント支援あり) へのヒアリングを通じて、保険設計に求められる気象観測・リスクデータの水準・内容を確認し、保険設計に資する気象観測データの収集・加工・改善に向けた課題の抽出を行う。
  - ④ 上記の結果を踏まえ、ワークショップ等第 2 次現地業務期間中に行う活動を中心にインドネシア側、JICA インドネシア事務所及び長期専門家と協議・意見交換をした上で、ワーク・プラン (Version 1) として取りまとめ、合意する。
- (3) 第 1 次国内整理期間 (2019 年 1 月)
- ① 第 1 次現地業務終了時の活動状況を、第 1 次業務進捗報告書として取りまとめ、JICA 農村開発部に提出・報告する。
- (4) 第 2 次国内準備期間 (2019 年 2 月)
- ① 前回派遣の結果や現地動向を踏まえ、JICA 農村開発部、インドネシア事務所及び長期専門家と調整・協議の上ワーク・プランを修正し、JICA 農村開発部による確認後、提出する (Version 2)。併せて、インドネシア事務所及び長期専門家にもデータを送付する。
  - ② 下記におけるワークショップ等の開催や能力強化計画策定支援に必要な準備作業を行う。

<sup>1</sup> BMKG および地方政府関係者で気象観測業務に携わっている関係者を想定。

(5) 第2次現地業務期間(2019年3月。但し、他のプロジェクト活動との調整により6月となる可能性あり。)

- ① ワーク・プラン(Version2)を基に、インドネシア側関係者と協議、意見交換を行い、業務の全体像を共有し、合意形成を図る。なお、現地関係者との協議においては、インドネシア語版(仮訳)を用意すること。
- ② BMKG職員に対し、気象観測データの精度評価に関する手法や評価実施時の留意事項等にかかるワークショップ等を行い、精度に課題がある観測地点他課題の見える化と今後の能力強化にかかる計画策定への技術指導を行う。
- ③ 上記6.(2)③の課題の抽出結果や、①のワークショップ等の結果等に基づき、次期RPJMN期間(2020-2024)におけるBMKGの能力強化計画(案)の策定を支援する。同計画(案)には、同期間中にモニタリング可能な業績指標(Key Performance Indicators: KPI)にかかる提案も含めることとする。また、並行してBAPPENASが取りまとめる政策提言(上記5.(2)及び(4))に同計画(案)が反映されるよう、カウンターパートや長期専門家チームと連携・促進を図る。
- ④ 上記①~③の結果を踏まえ、インドネシア側関係者、JICAインドネシア事務所及び長期専門家と協議・意見交換をした上で、本邦研修の詳細計画を含めたワーク・プラン(Version3)として取りまとめ、合意する。

※ 次の(6)までの期間に、長期専門家は、③で作成した能力強化計画(案)がBMKG内にて承認されるよう、BMKGに適宜状況の確認を行うとともに、BAPPENASが取りまとめる政策提言への同計画(案)への反映状況について随時確認の上、本コンサルタントに進捗を共有する。

(6) 第2次国内業務期間(2019年7~9月)

上記で合意した内容に基づき、BMKG他を対象に、保険に資する気象観測データの精度向上のための技術指導、能力強化計画策定・改善指導等を本邦にて実施する(本邦研修は2週間程度)。なお、本研修の対象はBMKG職員5名程度を想定しているが、他のカウンターパート(政策提言をまとめるBAPPENASや農業保険の引受主体であるジャシンド社等)が自費での(一部)参加を希望する場合、これを妨げないものとする。

本邦研修は、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」(2017年6月版)に基づき実施する。研修に関する業務は、「受入」、「研修実施」、「研修監理」の3つに分類されるが、コンサルタントは、「研修実施」のみを実施することとし、「受入」及び「研修監理」は、JICAが実施する。コンサルタントは、「研修実施」に要する経費のみを本見積として提案すること。

(7) 第2次国内整理期間(2019年10月)

第2次国内準備期間から第2次国内業務期間までの活動状況を第2次業務進捗報告書として取りまとめ、JICA農村開発部に提出・報告する。

※ 次の(8)までの期間に、長期専門家は、(5)③で作成した能力強化計画(案)がBMKG内にて承認され、BMKGの2020年以降の業務計画に反映されることを確認するとともに、BAPPENASが取りまとめる政策提言への同計画(案)の反

映状況について随時進捗を確認し、本コンサルタントに情報共有する。

(8) 第3次国内準備期間 (2020年8月)

- ① 第2次現地業務以降の現地での能力強化計画の最終化・承認・実施状況を踏まえ、第3次現地業務の内容につき、JICA 農村開発部、インドネシア事務所及び長期専門家と協議・合意する。業務内容としては、承認済み計画の実施状況のモニタリングや追加的技術指導、或いは未承認の計画の最終化・承認支援、必要に応じて修正計画の提案のいずれかとなる予定。同合意を踏まえワーク・プランを修正し、JICA 農村開発部による確認後、JICA 農村開発部へ提出する (Version 4)。併せて、インドネシア事務所及び長期専門家にもデータを送付する。
- ② 第3次現地業務期間中の活動に必要な資料作成等の準備を行う。

(9) 第3次現地業務期間 (2020年9月)

- ① ワーク・プラン (Version 4) を基に、インドネシア側関係者と協議、意見交換を行い、業務の全体像を共有し、合意形成を図る。なお、現地関係者との協議においては、インドネシア語版 (仮訳) を用意すること。
- ② 能力強化計画の策定・承認・実施状況及び今後の予定についてカウンターパートと共に確認を行い、必要に応じて修正案にかかる助言や補足の技術指導等を行う。
- ③ BMKG に対し、能力強化計画の策定・実施状況及び今後の予定にかかる JCC での報告支援を長期専門家と共に行い、JCC での協議・意見交換に参加する。

(10) 第3次国内整理期間 (2020年10月)

契約期間全体における活動状況を業務完了報告書として取りまとめ、JICA 農村開発部に提出・報告する。

## 7. 報告書等

### (1) 報告書等

本業務において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

種別	言語	送付先	部数
ワーク・プラン (Version 0~4)	日本語	・ JICA 農村開発部 ・ JICA インドネシア事務所 ・ 長期専門家	各1部、計3部 及び電子データ
	英語	・ JICA 農村開発部 ・ JICA インドネシア事務所 ・ 長期専門家 ・ BAPPENAS ・ BMKG	各1部、計5部 及び電子データ
業務進捗報告書 (第1・2次)	日本語	・ JICA 農村開発部 ・ JICA インドネシア事務所 ・ 長期専門家	各1部、計3部 及び電子データ
	英語	・ JICA 農村開発部 ・ JICA インドネシア事務所	各1部、計5部 及び電子データ

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期専門家</li> <li>・BAPPENAS</li> <li>・BMKG</li> </ul>	
業務完了報告書	日本語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA 農村開発部</li> <li>・JICA インドネシア事務所</li> <li>・長期専門家</li> </ul>	各1部、計3部 及び電子データ
	英語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA 農村開発部</li> <li>・JICA インドネシア事務所</li> <li>・長期専門家</li> <li>・BAPPENAS</li> <li>・BMKG</li> </ul>	各1部、計5部 及び電子データ
	インドネシア語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA インドネシア事務所</li> <li>・長期専門家</li> <li>・BAPPENAS</li> <li>・BMKG</li> <li>・財務省</li> <li>・農業省</li> <li>・ジャシンド社</li> </ul>	各1部、計7部 及び電子データ

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）はJICAとコンサルタントで協議、確認する。

## （2）技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、それぞれの業務進捗報告書／業務完了報告書に添付して提出することとする。

- ア 保険設計に資する気象観測・災害リスクデータの収集・加工・改善に向けた課題抽出の結果
- イ 気象観測データ精度の評価結果及び技術指導事項
- ウ BMKG 能力強化計画（案）
- エ 農業保険制度にかかる政策提言（案）における本業務関連箇所

## （3）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したもののについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS
- エ 業務フローチャート

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務行程計画

本業務の実施期間は、2018年12月～2020年10月（23ヶ月）とする。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務量の目途

業務量は以下を目途とするが、【第2 業務の目的・内容に関する事項】6. 業務の内容を念頭に、期間毎の業務量についてより効果的と思われる配分があれば、全体のM/M（約7.5M/M）を超えない範囲で、本プロポーザルにて提案すること。

＜現地＞約4.5M/M

＜国内＞約3.0M/M

＜全体＞約7.5M/M

##### （2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

ア 総括／気象観測・能力強化（2号）

イ データ精度評価（3号）

#### 3. 対象国の便宜供与

##### （1）カウンターパートの配置

##### （2）プロジェクトオフィス及びBMKG内執務スペースの提供

#### 4. 参考資料

##### 【公開資料】

本業務に関する以下の資料がJICAウェブサイトで公開されています。

- ・インドネシア国農業者向け天候インデックス保険事業準備調査（BOPビジネス連携促進）ファイナルレポート

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12305447.pdf>)

- ・インドネシア国「農業保険実施能力向上プロジェクト」事前評価表

([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017\\_1600631\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_1600631_1_s.pdf))

##### 【配布資料】

本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8419）にて配布します。

- ・インドネシア国気候変動対策能力強化プロジェクト最終報告書
- ・インドネシア国農業保険実施能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書

#### 5. 現地再委託

特に想定していない。

#### 6. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。

## 7. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (2) 翻訳の備上

業務を効率的に行う為、国内作業における翻訳（日本語又は英語⇔インドネシア語）の備上を可とする。

### (3) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上